

学生便覧2017(平成29年度)の訂正

次のとおり誤りがありましたので訂正します。

P235

【別表3】 全学科に共通で取得が必要な科目

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目			
免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目	
科目区分	単位数	授 業 科 目	単位数
日本国憲法	2	○ 日本国憲法	2
体 育	2	○ 健康・スポーツ科学実習基礎 1	0.5
		○ 健康・スポーツ科学実習基礎 2	0.5
		○ 健康・スポーツ科学実習 1	0.5
		○ 健康・スポーツ科学実習 2	0.5
外国語コミュニケーション	2	○ English Literacy A1	0.5
		○ English Literacy A2	0.5
		○ English Literacy B1	0.5
		○ English Literacy B2	0.5
情報機器の操作	2	○ 情報基礎	1
		○ 情報科学 1	1
		○ 情報科学 2	1

注. ○印は免許法上の指定科目（必修）を示す。

↓

【別表3】 全学科に共通で取得が必要な科目

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目			
免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目	
科目区分	単位数	授 業 科 目	単位数
日本国憲法	2	○ 日本国憲法 1	1
		○ 日本国憲法 2	1
体 育	2	○ 健康・スポーツ科学実習基礎 1	0.5
		○ 健康・スポーツ科学実習基礎 2	0.5
		○ 健康・スポーツ科学実習 1	0.5
		○ 健康・スポーツ科学実習 2	0.5
外国語コミュニケーション	2	○ English Literacy A1	0.5
		○ English Literacy A2	0.5
		○ English Literacy B1	0.5
		○ English Literacy B2	0.5
情報機器の操作	2	○ 情報基礎	1
		○ 情報科学 1	1
		○ 情報科学 2	1

注. ○印は免許法上の指定科目（必修）を示す。